

【PPP2009 : No. 18】

第三セクターの整理・再生 (11) —経営検討委員会 6—

第三セクターの整理・再生に関して、前回は採算性判断とリスク管理について整理した。今回は、「事業性」の判断について検討する。

【債務調整と事業性の再生】

過去の投資の失敗等による元利返済により、経常利益が赤字で採算性に乏しいと判断される第三セクター等でも、その担っている事業自体の営業利益は黒字で確保されている場合や、経営者が変わることで新たなビジネスモデルの展開が可能である場合などは、採算性が否定されても事業性は認められることになる。この場合、債務調整等を含めた過去の債務処理が可能な際には、再生、民間化や他の事業手法の選択等で事業そのものを継続する選択肢も存在する。債務調整に当たっては、法的整理や私的整理ガイドライン、特定認証紛争解決手続、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による計画策定手順等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが重要である。

その際、地方自治体は、その処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクターの債務を地方自治体が代わって引き受ける免責的債務引受は、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。さらに、地方自治体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることで、抜本的処理策推進の阻害要因とならないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

地方自治体は、処理後に地方自治体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があり、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

【整理・再生への地方債措置】

第三セクターの事業の整理や再生を行う際に、一時に多額の経費支出を必要とする場合があり、その点が地方自治体の処理の際の支障となる場合が少なくない。このため、報告書は債務処理のために特に必要となる経費については、資金手当として、地方債を起すことができるよう制度改正を行うべきとしている。当該地方債措置については、集中的な取組を促す観点から、最大で5年程度の時限措置とすることが適当であること、具体的な対象経費の検討に当たっては、改革推進の実効を上げるとともに、地方公共団体等のモラルハザードを回避する観点から実態を踏まえ行うべきこと、地方自治体の財政負担を軽減するため、後年度に発生する利子負担の一部は、必要に応じて交付税措置を講じるべきこと、などが指摘されている。

具体的には、地方自治体が財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、2009年度から2013年度の時限措置として、第三セクターの整理・再生のために特に必要となる一定の経費を、議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）が創設された。このため、地方自治体は、第三セクター等改革

推進債を活用し、第三セクターの存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことが可能となっている。

なお、第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」とは、

- 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）
- 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
 - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・地方債の繰上償還に要する経費
 - ・一時借入金の償還に要する経費
 - ・退職手当の支給に要する経費
 - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
 - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

なお、以上の事項については、総務省「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（総財公第 95 号平成 21 年 6 月 23 日）で関連事項も含めて詳細に整理されている。